

江南労働基準協会会則

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本会は江南労働基準協会と称する。

第2条 (事 務 所)

本会は事務所を江南市木賀東町新塚220-1に置く。

第3条 (会 員)

- 1 本会は江南労働基準監督署の行政に係る事業所等をもって会員とする。
- 2 会員として入会しようとする者は、入会申込書により申込みを行わなくてはならない。
- 3 本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、第18条による会費を納入しなければならない。
- 4 会員が次に該当するときは脱会及び除名とする。
 - ① 所定の手続きを経て脱会届を提出したとき
 - ② 会費の納入を怠ったとき

第4条 (目 的)

本会は江南労働基準監督署と密接な連携を保つとともに会員相互の連絡を密にし、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、その他関係法令の普及徹底を図り、併せて経営の改善、労働条件の向上に関して必要な事項を行い、もって産業の健全なる発展に寄与することを目的とする。

第5条 (事 業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 法令の普及徹底に関する事項
- ② 産業安全、労働衛生および労災補償に関する事項
- ③ 賃金、労働福祉、その他労務管理に関する事項
- ④ 官庁に対する建議または意見の具申
- ⑤ 協会報その他印刷物の刊行
- ⑥ その他会の目的達成のために必要と認める事項

第2章 役 員 等

第6条 (構 成)

- 1 本会に次の役員および評議員を置く。

[役 員]

会長 1名

副会長 2名

専務理事 1名

部会長 若干名

副部会長 若干名

幹事 若干名

会計監事 2名

[評議員]

評議員 各地域ごとに若干名

2 会長、副会長、専務理事、部会長は理事とする。

第7条（職 務）

会長は会務を統理し、かつ、本会を代表し、評議員総会（以下総会という。）および理事会の議長となる。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

専務理事は会長および副会長を補佐し、会務を執行掌理する。

部会長は会長の指揮を受けて部務を掌理し、部会の議長となる。

副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

幹事は部会長の指揮を受けて部務を行い、地域会員の連携に努める。

会計監事は本会の会計を監査する。

評議員は総会に出席して会務を審議し、幹事を補佐して地域会員の連携に努める。

第8条（選 任）

1 評議員は別に定める各地域会員の互選とする。

2 第6条に定める役員は次により選出する。

会長、副会長、会計監事、部会長は評議員の互選とする。

専務理事は総会の議決により会長が委嘱する。

副部会長、幹事は理事会の議決により評議員のなかから会長が委嘱する。

3 会長、副会長、会計監事、部会長が転勤、退職等の理由により職を遂行することができなくなる事態が生じた際は、当該職を受諾している会員事業所が後任を速やかに選任し事務局へ報告することとする。

その報告日をもって選任された者が自動的に当該職に就任することとする。

4 副部会長、幹事についても上記3と同様とする。

第9条（任 期）

役員および評議員の任期は原則2ヵ年とする。

ただし重任を妨げない。

補欠により選出された役員および評議員の任期は前任者の残任期間とする。

第10条（顧 問）

本会に顧問を置くことができる。

顧問は会長が委嘱し、会長の諮問に応じ、かつ、会議に出席して意見を述べることができる。

第11条（事務局）

- 1 本会に事務局長1名および書記若干名を置くことができる。
- 2 事務局長および書記は会長が任免する。
- 3 事務局長は専務理事を補佐し、専務理事に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 事務局長および書記は会計事務ならびに一般庶務等の日常業務に従事する。

第3章 会 議 等

第12条（種 類）

本会の会議は総会、理事会、部会の3種とする。

第13条（総 会）

総会は役員および評議員をもって構成し、会長または理事会が必要と認めたとき、あるいは役員および評議員の3分の1以上の要請があったとき、会長はこれを召集して、次の事項を議決する。

- ① 会則の変更
- ② 毎年度の事業計画および収支予算
- ③ 毎年度の事業経過および収支決算
- ④ その他特に重要な事項

第14条（理 事 会）

理事会は理事および会計監事をもって構成し、会長または会計監事が必要と認めるとき、あるいは理事の3分の1以上の要請があったとき、会長はこれを召集して、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 事業計画の実施運営に関する事項
- ③ その他重要な事項

第15条（部会および部）

- 1 本会に総務部会、教育部会、安全部会、衛生部会、労働福祉部会、労災部会を置く。
- 2 部会は所管事項に関する調査、研究、検討を行い、事業計画の立案とその実施運営を掌る。
- 3 部会は部会長、副部会長、幹事等をもって構成し、部会長または部会員の3分の1以上の要請があったとき、部会長はこれを召集して、次の事項を議決する。
 - ① 前項に関する事項
 - ② 理事会の諮問答申に関する事項

③ その他必要な事項

第16条（議 決）

- 1 各会議はそれぞれの構成員の半数以上をもって成立する。
- 2 会議に出席できない場合は、書面をもって他の構成員にその権限を委任することができる。
- 3 会議は出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第16条の2（書面決議）

不可抗力により、理事会・総会の運営不可能な事象が発生した場合は、総会、理事会の議決については、会長の判断により、役員及び評議員を招集しないで、書面による議決ができることとする。

なお、議決については、第16条第3項を準用し、役員及び評議員の過半数をもって議決する。

第4章 会 計

第17条（収 入）

本会の運営に必要な経費は会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

第18条（会 費）

会費は別表による。

第19条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

附則

第1条 本会則の詳細は理事会に諮って別に定めることができる。

第2条 本会則は昭和27年4月1日より実施する。

第3条 本会則の変更は昭和59年4月20日より実施する。

第4条 本会側の変更は平成3年4月23日より実施する。

第5条 本会側の変更は平成20年5月20日より実施する。（第8条3項4項追加）

第6条 本会則の変更は令和3年5月25日より実施する。（第16条の2追加）

第7条 本会則の変更は令和6年6月21日より実施する。（第3条の改正）